株主各位

新潟県長岡市浦9750番地

岩塚製菓株式会社

代表取締役社長 槇 春 夫

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2019年6月25日(火曜日)午前10時
- 2.場 所 新潟県長岡市飯塚2958番地 岩塚製菓株式会社 R&D・Mセンター 3階 コンベンションホール (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第66期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第66期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 計算 書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針(買収防

衛策) の更新の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)当社では、定款第18条の規定に基づき、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2)議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、法令および当社定 款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、インターネット上 の当社ウェブサイト(https://www.iwatsukaseika.co.jp/)に掲載しております ので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

従いまして、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人および監査 等委員会が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国経済やIT関連需要の減速懸念等から景況感が下押しされるなか、企業収益も足元にきて下方修正されるなど、慎重な姿勢が見られ、米中貿易摩擦等の対外的なリスクが解消されないまま、先行き不透明な状況が続きました。

米菓業界におきましては、原料米、包装資材や物流費等のコストアップ要因が顕在化し価格競争がいっそう激しくなるなか、昨年のポテチショックの反動や猛暑の影響もあって、生産量自体に伸悩みが見られるなど厳しい事業環境が続いており、需要面においては低価格志向と高品質志向の二極化が進み、各社の対応が分かれました。

このような環境のもと、当社グループは、中期経営計画「岩塚Stage-Up70」の最終年度に当たり、引き続き国産米100%を掲げて品質を重視した商品づくりに努めてまいりました。

製造部門におきましては、生産品目の絞込みにより生産効率を高めるとともに、主力ラインの自動化や不良抑制に向けた設備投資、生産人員の安定投入、品質保証体制の確立等に努め、製造原価低減と安全安心体制の構築を継続的に進めてまいりました。

営業部門では、全商品で国産米100%としているブランド発信力を強め、TOP6への集中によるシェア拡大を図るとともに、地域ブランド米を原料とした商品や「あられ・おかき」商品等により差別化を図り、得意分野の伸長に努めてまいりました。

また、グローバル事業については、IWATSUKA USA Inc. を米国シアトルに設立し(2018年11月)、北米市場に向けた本格的な事業展開に着手しました。

なお、連結グループにおける業務の効率化を目的として事業の再編成を検討した結果、法人向けカタログ販売等を行っている「株式会社越後抄」の事業について、来年度に当社およびグループ会社に移行する予定

でおります。

以上、品目数の絞込み等により損益面の回復を最優先に基盤強化に努めた結果、当連結会計年度における連結売上高は229億77百万円(前連結会計年度比3.4%減)と減収を余儀なくされ、営業利益は減収の影響に加え生産性向上設備に係る償却負担増や燃料費の高騰等もあって8百万円(同87.7%減)と減益となりましたが、経常利益においては株式配当金の増加等があり18億84百万円(同20.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は13億11百万円(同28.1%増)となりました。

〈当社の事業の概要〉

当社においては、中期経営計画「岩塚Stage-Up70」の最終年度のスローガンを「米・技・心(品質こそ命)を体現しよう!」として品質重視姿勢を堅持し、経営諸課題の達成に向け取り組んでまいりました。

製造部門におきましては、主力商品TOP6ブランドへの集中生産、「田舎のおかき」自動化ライン増設等の設備投資、工場ラインの再編・改善等による不良低減などに注力して生産性向上を図り、製造原価低減に努めてまいりました。また、品質保証面においては、FSSC22000(食品安全に関する国際規格ISO22000の上位規格)を飯塚工場において認証取得したほか、新規設備導入により品質保持向上・賞味期限延長を図り、食品ロス削減や海外向け販売の強化に繋げております。

営業部門では、国産米100%使用の強みを活かし、主力商品であるTOP6への集中により、ブランド強化とシェア拡大に努めてまいりました。さらに国産米の中でも地域ブランド米を使用することでブランド発信力をより強化し、北海道産「ゆめぴりか」、新潟県産「こしひかり」や「新之助」を使用した「味しらべ」など、ワンランク上の商品として発売しました。また、新潟県産もち米を使用した「岩塚のかきもち」シリーズの発売など、当社の強みを伸ばし一層の差別化を図ってまいりました。また、スーパー等の小売業に対し「国産米100%米菓売場」の展開を提案することで、岩塚ブランドを際立たせるよう努力してまいりました。ほか、消費者との接点の拡大を目指した体験型「おせんべい出前授業」、ファンサイト「大人のぽりぽり倶楽部」開設などを実施しております。以上の結果、「10枚岩塚の黒豆せんべい」がカテゴリー商品別販売金額アイテムランキングにおいて、「田舎のおかき」がカテゴリーブランド別販売金額で、それぞれ7年連続№1となっております(インテージSRI調べ 2012年1月~2018年12月)。

グローバル事業については、昨年7月に「大人のおつまみえびカリ」「大人のおつまみ塩わさび」を台湾向けに輸出を開始した後、今年2月からは「きなこ餅」を韓国に輸出販売しております。北米向け事業展開も軌道に乗ってきており、これらを足掛かりとして日本独自の伝統食品である米菓を「BEIKA」として世界の人々に広めたいと考えております。また、訪日外国人のインバウンド需要をねらって、千歳工場を北海道工場に呼称変更したうえで、北海道土産市場への生産・販売の強化にも取り組んできております。

社会貢献活動としまして、今年も東日本大震災復興のための「明日へつなごうプロジェクト」において、「バタしょっと」の売上の一部を義援金として南相馬市に寄付いたしました。また、昨年に続き「五農米でつくった味しらべ」を発売、次世代農業人を育てる教育に力を入れている青森県五所川原農林高等学校とのコラボ商品により農業支援に貢献しております。その他、地元地域と連携した環境美化活動や、長岡花火財団とタイアップし売上の一部を寄付する等の地域社会貢献活動を行うなど、今後も様々な場面で社会貢献のための活動を行ってまいります。

以上の結果、当社単体では、売上高215億74百万円、営業損失94百万円、経常利益18億15百万円、当期純利益12億69百万円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は11億30百万円でありました。その主なものは生産ラインの自動化等の増強であり、生産性および品質の向上を図るものであります。

③資金調達の状況

設備投資の資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

- ④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(2)財産および損益の状況

	区	分	第63期 (2016年3月期)	第64期 (2017年3月期)	第65期 (2018年3月期)	第66期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売	上	高(千円)	22, 378, 181	23, 025, 555	23, 792, 403	22, 977, 307
経	常利	益(千円)	1, 684, 195	1, 682, 511	1, 563, 049	1, 884, 355
親会当	社株主に帰属 期 純 利	属する (千円)	294, 551	1, 232, 088	1, 023, 572	1, 311, 052
1 株	当たり当期約	純利益(円)	51. 61	218. 19	182. 66	233. 96
総	資	産(千円)	69, 074, 295	66, 390, 739	71, 535, 860	76, 525, 482
純	資	産(千円)	49, 920, 567	48, 201, 224	52, 263, 981	56, 322, 869
1 构	 お当たり純	資産(円)	8, 747. 58	8, 601. 50	9, 326. 58	10, 051. 01

- (注)1. 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株 当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月 16日)を当連結会計年度より適用しており、前連結会計年度の総資産の金額につい ては、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況 該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

会社	名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
〈子会社〉				
株式会社瑞	花	60,000千円	100%	高級米菓販売
株式会社新潟味のれん	本舗	100,000千円	100%	米 菓 通 信 販 売
株式会社越後	後 抄	100,000千円	100%	法人向け米菓販売
里山元気ファーム株式	会社	10,000千円	100%	農産物・農産加工品販売
株式会社田辺菓	子 舗	3,000千円	100%	かりんとうの製造販売
〈関連会社〉				
旺旺・ジャパン株式	会社	100,000千円	40%	食料品の輸出入

- (注) 1. 当連結会計年度から株式会社田辺菓子舗を連結の範囲に含めております。これは、株式会社田辺菓子舗の重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。
 - 2. 100%子会社のIWATSUKA USA Inc. は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

米菓業界におきましては、今後とも生産金額、小売金額の横這い傾向が続く見通しのなか、原料米を初めとした原材料価格の高騰、競争激化による販売コストの上昇など、より厳しい経営環境が続くものと思われます。係る事業環境にあって、需給双方における低価格志向と高品質志向の二極化がさらに進むことが予想され、また、人口・世帯構造の変化や流通構造など市場の変化に対応していく柔軟性が一層求められるものと考えております。

当グループにおいては、このような厳しい経営環境のもと、新たな中期経営計画(第67期~第69期)として『プライド・BEIKAプラン』 米菓からBEIKAへ を策定し、次に掲げる経営課題に全社一丸となって取り組んでまいる所存でおります。

【中期経営計画『プライド・BEIKAプラン』の経営課題】

〔成長戦略…「米菓」から「BEIKA」へ〕

- ・国産米100%の米菓市場拡大 あられおかきを中心とした品揃えによりシェア拡大を図る。
- 「BEIKA LAB」の設立 おいしさと新ジャンルへの挑戦を新工場「BEIKA LAB (ベイカラボ)」で実施する。
- ・BEIKAを世界へ 旺旺集団との連携を強化し、またIWATSUKA USA Inc. を拠点として、海 外事業を拡充する。

〔構造改革…生産性の追求〕

- ・TOP6ブランドへの集中 TOP6ブランド+ベビーへの選択と集中によりブランド力と生産性 の向上を図る。
- ・グループ会社の再編お客様ニーズや市場変化に対しグループとして迅速に対応する。
- 製造原価の低減生産工場の再編を行い製造原価の低減を図る。

[持続経営…経営基盤の強化]

- ・事業拡大に対応した人財の育成 事業拡充に見合った人財確保、生産技術継承や次世代リーダーのため の育成プログラムを実施する。
 - ※「人=財産」との考えから「人材」を「人財」と表記しております。

・長期的な経営視点で実行できる体制づくり 部門間の連携強化を前提とした業務プロセス改善、多様な働き方の推 進、投資家との対話の充実について体制づくりに努める。

・ESG経営の取り組み強化

環境・社会・企業統治の観点からの経営に力を入れるとともに、SDGs(国際連合が提唱する持続可能な開発目標)についても併せ貢献することを目指す。

第67期については、中期経営計画初年度となり、「誇りを持っておいしさを創造しよう!」のスローガンのもと『プライド・BEIKAプランのスタート』 「米菓」から「BEIKA」へ を基本方針として、次の経営課題に取り組み持続的成長の実現に向けた基盤づくりを進めてまいります。

・国産米100%米菓の売場拡大

原料米事情が厳しい中にあっても国産米100%使用にこだわり、その優位性を確立し差別化を図ってまいります。 TOP6+ベビーに集中・強化し、新しい米菓売場拡大に挑戦してまいります。

・新しい発想に基づく商品開発の強化

これまでの米菓の殻を破る新しい発想を持って市場のニーズを的確に 捉え、これからの消費社会にマッチした価値ある商品の開発・育成を図ってまいります。

・トータル製造原価の低減

安全安心の生産体制を構築するなかで徹底的にムダを排除し不良低減を図り、商品設計・製造・営業の全社一丸となって生産性向上を実現してまいります。

・米菓のグローバル展開

北米市場への輸出を本格化させるとともに旺旺集団との連携を強化し、海外米菓市場への展開を強力に進めてまいります。

・ESG経営の更なる進化

ESG(環境・社会・企業統治)の各分野に適切に対応し持続的な成長を図るとともに、コーポレート・ガバナンスコードにも積極的に取り組んでまいります。

・人財育成プログラムの醸成

新しい技術の取得、新しい発想の商品、新しい市場の開拓 (グローバル化) を図るため、課題を解決できる人財教育を目指すとともに、社員のエンゲージメントを高めてまいります。

以上の経営課題を完遂することで、第67期(2020年3月期)経営計画の達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容(2019年3月31日現在)

当社グループは、米菓の製造・販売を主要な事業としております。主要な製品名および子会社・関連会社の事業内容は以下のとおりです。

会 社 名	主要な製品・事業内容
	岩塚の黒豆せんべい、田舎のおかき、味しらべ、大人のおつまみシリーズ、
岩塚製菓株式会社	大袖振豆もち、ふわっと、新潟ぬれせんべい、新潟ぬれおかき、もち麦と
	ごませんべい、きなこ餅、がんばれ!野菜家族、岩塚のお子様せんべい
	高級米菓の店舗販売、米菓の通信販売、法人向けの米菓販売、農産
子会社・関連会社	物・農産加工品の販売、かりんとうの製造販売、米菓の輸出・食品の
	輸入等を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

本 社	新潟県長岡市
R&D・Mセンター	新潟県長岡市
	飯塚工場(新潟県長岡市)、沢下条工場(新潟県長岡市)、
工場	中沢工場(新潟県長岡市)、長岡工場(新潟県長岡市)、
	北海道工場(北海道千歳市)
	広域支店(東京都台東区)、北海道支店(北海道札幌市)、
	東北支店(宮城県仙台市)、信越支店(新潟県新潟市)、
支店	東京東支店(埼玉県草加市)、東京西支店(東京都稲城市)、
	中部支店(愛知県北名古屋市)、関西支店(大阪府大阪市)、
	中四国支店(香川県綾歌郡)、九州支店(福岡県福岡市)

- (注) 1. 2018年4月1日より千歳工場は、北海道工場に呼称変更いたしました。
 - 2. 2018年9月21日より中四国支店を新設いたしました。

②子会社および関連会社

株式会社瑞花	本社(新潟県長岡市)、 直営店(新潟県4店舗、東京都1店舗)
株式会社新潟味のれん本舗	本社、ショールーム(新潟県長岡市)
株式会社越後抄	本社 (新潟県長岡市)
里山元気ファーム株式会社	本社、岩塚直売店、中沢直売店(新潟県長岡市)、 米の辻世田谷直売所(東京都世田谷区)
株式会社田辺菓子舗	本社 (新潟県加茂市)
IWATSUKA USA Inc.	本社(米国 ワシントン州)
旺旺・ジャパン株式会社	本社 (東京都台東区)

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
879(111)名			△12 (△17) 名	

- (注)使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は()内に年間の平均人員 を外数で記載しております。
 - ②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
814(78)名	△13 (△18) 名	40.7歳	15.1年

⁽注)使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は()内に年間の平均人員 を外数で記載しております。

(8)主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1)株式の状況 (2019年3月31日現在)

①発行可能株式総数

23,980,000株

②発行済株式の総数

5,995,000株

③株主数

3,975名

④大株主(上位10位)

株			Ė	Ē			名	持	株	数	持	株	比	率
岩	塚	製	募	Ē	共	栄	会		308, 900	株	5.		5. 49	%
株	式	会	社	北	越	銀	行		280, 000	株			4. 98	%
SSB	TC C	LIEN	T 0	MNI	BUS	A C C C	UNT		250, 800	株			4. 46	%
株	式	会	社	第	兀	銀	行		250, 000	株			4. 44	%
平		石			毅		_		244, 346	株			4. 34	%
CGML	, РВ	CLIEN	NT AC	COU	NT/CO	LLAT	ERAL		234, 200	株			4. 16	%
槇					政		男		202, 105	株			3. 59	%
日本	トラス	ティ・	サー	ビス作	言託銀	行株式	会社		186, 900	株			3. 32	%
槇					キ		ク		162, 619	株			2. 89	%
U B	S	A G	S	ΙN	G A	P 0	R E		150, 000	株			2. 67	%

⁽注)1. 当社は、自己株式を368,395株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(2)新株予約権等の状況

該当事項はありません。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(3)会社役員の状況

①取締役の状況(2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	槇 春 夫	株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 IWATSUKA USA Inc. CEO 旺旺・ジャパン株式会社取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事 株式会社エム・アイ・ピー監査役 株式会社紀文食品監査役
常務取締役	星野忠彦	当社営業本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社代表取締役社長 IWATSUKA USA Inc. Director
常務取締役	槇 大介	当社製造本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役
常務取締役	阿部雅栄	当社経営管理本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄代表取締役社長 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 IWATSUKA USA Inc. CFO 旺旺・ジャパン株式会社監査役
取 締 役	小 林 正 光	当社商品開発本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役
取 締 役	小林晴仁	当社購買部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 (監査等委員・常勤)	石 川 豊	株式会社瑞花監査役 株式会社新潟味のれん本舗監査役 株式会社越後抄監査役 里山元気ファーム株式会社監査役 株式会社田辺菓子舗監査役
取 締 役(監査等委員)	佐野榮日出	税理士 田辺工業株式会社社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	深井一男	税理士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)石川豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、社外取締役であります。なお、当社は、社外取締役(監査等委員)石川豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 取締役(監査等委員)石川豊氏は、金融機関に長く在籍した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 取締役(監査等委員)佐野榮日出氏は、税理士の資格を有しており、監査役経験も豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役(監査等委員)深井一男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に 関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために石川豊氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 6. 当社は経営の監督体制および業務執行体制の強化のため、執行役員制度を導入しております。

現任の執行役員は次のとおりであります。 (2019年3月31日現在)

- 1/1/12 1/2/10/2/	
氏 名	担当
浅川 慎一	執行役員 生産管理部長
中野 剛	執行役員 品質保証部長
下田 篤志	執行役員 商品企画部長
高橋 宏明	執行役員 営業企画部長
青山 英之	執行役員 広域流通部長
大川 利夫	執行役員 技術部長
山家 晃	執行役員 内部監査室長

②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役(監査等委員)との間で、会社法第427条第1項の 規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結してお り、会社法第425条第1項に定める額を責任の限定としております。

③取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支 給 人 員	支 給 額
取締役(監査等委員を除く)	7名	8,782万円
(うち社外取締役)	(-)	(-)
取締役(監査等委員)	3名	930万円
(うち社外取締役)	(3名)	(930万円)
습 計	10名	9,712万円
(うち社外取締役)	(3名)	(930万円)

- (注) 1. 上記には、2018年6月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く) 1名を含んでおります。
 - 2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く)について年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、 取締役(監査等委員)について年額2,000万円以内と決議いただいております。
 - ロ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

④社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役(監査等委員)石川豊氏は、当社の100%子会社5社の監査 役であります。
 - ・取締役(監査等委員)佐野榮日出氏は、田辺工業株式会社の社外 監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありま せん。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会および監査等委員会への出席状況

		1
		出席状況および発言状況
取 締 役 (監査等委員)	石 川 豊	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験を生かした見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役(監査等委員)	佐野榮日出	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、また、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。主に税理士としての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役(監査等委員)	深井一男	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ①名称 有限責任大有監査法人
- ②報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		3, 30	00万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その 他の財産上の利益の合計額		3, 30	00万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しており ます。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬 見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計 監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - ③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の 執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図っていく。また、内部監査室員は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為について社長および監査等委員会に報告する。

②取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関す る体制

職務執行に係る重要文書およびその他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

- ③当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備 を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理マニュアルも併せて整備する。
- ④当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われること を確保するための体制

取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。また、効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入するとともに、担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会および役員会において定期的に報告し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

- ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 子会社管理規程を定め、子会社の株主総会および取締役会等の記録、 業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。
- ⑥当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため の体制

当社は、子会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、主要な子会社および主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室員は、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長および監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置く体制と当該 取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)か らの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用 人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保する。また、内部監査室員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

⑧当社および子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社および子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行 役員または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況 を報告するとともに、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事実が発 生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告する。 ⑨監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役員・使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないように公益通報制度に関する協定書を取り交わすとともに外部の相談連絡窓口を設置している。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る 方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

①その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員は取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに 議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできる。また、監査等委員会は 取締役(監査等委員である取締役を除く)および重要な使用人から個別 のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室および 監査法人との定期的な意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社においては、前記基本方針に掲げた体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため の体制

取締役が関与すべき事案については、取締役会、役員会等において検討しておりますが、取締役会においては監査等委員が社外取締役として意見表明し決議に参加しているほか、役員会には執行役員が加わり十分に協議する体制をとっております。

また、内部監査室が年度内に全部署を監査し、必要に応じ特定事項について調査・検証しており、留意すべき特記事項について社長、役員会、監査等委員会に報告しているほか、内部監査室長が取締役会にオブザーバー出席して情報を共有することでモニタリング体制の強化を図っております。

なお、法令遵守について、監督者研修等により社員教育を行い周知しているほか、外部を含む複数の内部通報窓口を設置しており、また、昨年度よりコンプライアンス委員会を設置し的確・迅速に対応できるよう体制整備に努めております。

②取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務執行に 係る文書は、適切に作成・保存・備置しており、電磁的媒体においても 管理しております。

また、情報セキュリティーについて適時更新し高度化を図り、グループ会社を含め周知のうえ内部統制の強化に努めております。個人情報においては、個人情報保護規程等を整備のうえ厳格に取扱っているほか、開示情報に関しては、FDルールを定め適時適切な情報開示に努めております。

なお、IT全般統制規程に基づく情報システム部のモニタリング、内部監査室の監査等により問題点の発見・改善に努めており、必要に応じ役員会等に報告しております。

③当社および当社グループ会社の損失の危険に関する規程その他の体制 BCPや危機対応マニュアルを整備しているほか、重大苦情・事故対 応マニュアル等を定めて厳格に対応し、食品製造会社として安全・安心 な製品の提供に努めております。

また、逐次フードディフェンス対応を図るなど特に食品製造における リスクを徹底して軽減すべく意思決定しており、品質保証部の工場点検 時の指摘に対し迅速に対応するなど都度の改善に努めております。

なお、リスクアプローチによる業務の効率化や社長以下経営陣の選抜・育成といった後継者計画の整備について、リスクに関する今後の課題と認識しております。

④取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会において社外取締役を含め活発に議論しているほか、執行役 員を含む役員会を適時開催することで迅速な意思決定に努めております。 また、職務分掌に応じた決裁権限に基づく業務執行がなされており、執 行役員に対する権限委譲も進めてきております。

また、経営計画や設備計画は各部門からの積上げを基本として役員会の場等でよく議論されており、効率性追求と持続的成長に向けたバランスに配慮しております。

なお、取締役会の実効性について社内アンケート調査により評価を行い、その中での意見を反映する等、引き続き取締役会全体の機能の向上に努めております。

⑤当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制(子会社の 業務内容等の報告を含む)

経営理念や行動規範はグループー体であり、グループ会社に対しては 子会社管理規程等に基づき運営、各種管理規程等は子会社で準用してい るほか、毎月の経営会議には子会社社長も出席しております。

また、内部監査室が当社組織と同様の内容で子会社を監査しているほか、監査等委員会の往査も行われております。内部統制運営委員会には 子会社担当も参加、内部通報窓口は子会社従業員にも周知しております。

なお、子会社取締役会は当社の常勤取締役が全員出席のうえ月次で開催されており、業績や今後の取組み等について報告を受け議論し子会社業務の見直しを決定するなど、グループ会社一体での持続的成長を目指してきております。

⑥監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制 (監査等委員会への報告体制、職務執行費用等を含む)

取締役会等の重要会議には毎回監査等委員の出席を求め必要な報告を 行っているほか、業務監査等において各取締役と常勤監査等委員とが忌 憚のない意見交換を行っております。

また、内部通報システムの情報は、適時に監査等委員会に報告される 体制になっており、公益通報制度に関する協定書を労働組合と締結のう え通達により子会社役職員を含め周知しております。

なお、監査活動に必要な費用については監査等委員会監査基準に定めており、研修費を含め支障なく運用しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容についての概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

(2)会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、中期経営計画「岩塚Re-Bornプラン」(第61期~第63期)を策定し、2013年度から2015年度までの3年間、新たな成長に向けた経営基盤づくりに力点をおいて、個々の戦略課題にグループ会社一丸となって取り組んでまいりました。

当社は、この経営基盤をさらに盤石なものにし、これから本格化する21世紀型消費社会に対応できるよう、新たなる中期経営計画「岩塚Stage-Up70」(第64期~第66期)を策定しました。2016年度から2018年度までの3年間を対象とするこの新・中期経営計画は、「社員一人ひとりの成長」が企業力として結集されていくマネジメントを実践し、企業価値の一層の向上を目指す

ものです。当社グループは、個々の戦略課題に取り組むことで、一丸となって新たなる成長への挑戦を続けてまいります。

当社は、この中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

(3)会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、(1)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により、当社に対する大規模買付行為が行われるに際し、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために不当な条件による買付けに対する交渉を行うことなどを可能としたりすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「本対応方針」という)を導入いたしております。

①大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」という)に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様に当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

②新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大 規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるお それがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権 利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外 の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付さ れた新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当 ての方法により割り当てます。

③当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、独立委員会は、当社社外取締役である監査等委員1名および社 外の有識者2名により構成されております。

④本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(4)上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっているものです。

③株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項) 当社は、第63回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対 応方針を更新しております。また、本対応方針では、一定の場合には、 株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて 株主の皆様の意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針の有効期間は、2019年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、同委員会は、当社社外取締役である監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします(ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従う)。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様に情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した 第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、 公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を受け ることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断 の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑦デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策)またはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

⁽注)本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の 部
科目	金額	科 目 金額
流動資産	7, 209, 395	流 動 負 債 3,102,125
現金及び預金	1, 834, 393	買掛金 772,541
受取手形及び売掛金	3, 843, 785	未 払 費 用 856,104
商品及び製品	161, 714	未 払 法 人 税 等 268,196
仕 掛 品	122, 785	
原材料及び貯蔵品	1, 174, 784	賞 与 引 当 金 295,597
前 払 費 用	45, 103	その他 909,685
そ の 他	103, 663	固 定 負 債 17,100,487
貸倒引当金	\triangle 76, 835	長期未払金 59,628
固定資産	69, 316, 086	退職給付に係る負債 1,162,953
有 形 固 定 資 産	8, 292, 153	持分法適用に伴う負債 112,028
建物及び構築物	4, 217, 186	繰延税金負債 15,462,078
機械装置及び運搬具	2, 978, 071	その他 303,798
土 地	913, 529	負 債 合 計 20,202,612
リース資産	76, 068	
建設仮勘定	23, 241	(純 資 産 の 部 ───────────────────────────────────
そ の 他	84, 056	株 主 資 本 16,088,590
無形固定資産	98, 687	資 本 金 1,634,750
投資その他の資産	60, 925, 246	資 本 剰 余 金 1,859,250
投資有価証券	59, 495, 500	利 益 剰 余 金 13,660,997
長 期 貸 付 金	896, 877	自 己 株 式 △1,066,406
従業員に対する長期貸付金	1, 195	その他の包括利益累計額 40,234,278
長期前払費用	48, 375	·
繰 延 税 金 資 産	68, 088	その他有価証券評価差額金 40,312,058
そ の 他	444, 315	退職給付に係る調整累計額 △77,779
貸 倒 引 当 金	△29, 106	純 資 産 合 計 56,322,869
資 産 合 計	76, 525, 482	負債純資産合計 76,525,482

⁽注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

	-A-1						(単位:十円)
	科			目		金	額
売		上		高			22, 977, 307
売	上	原	Ī.	価			14, 508, 850
	売	上	総	利	益		8, 468, 456
販	売 費 及	び一般	2 管理	費			8, 460, 340
	営	業		利	益		8, 116
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	42, 196	
	受	取	酉己	当	金	1, 799, 685	
	そ		\mathcal{O}		他	118, 379	1, 960, 261
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	2, 151	
	たな	卸資	資 産	廃	棄 損	6, 618	
	休 止	固	定 資	産	費用	71, 201	
	そ		\mathcal{O}		他	4, 050	84, 021
	経	常		利	益		1, 884, 355
特	別	禾	:1]	益			
	固 定	資	産	売 #	却 益	24	
	投 資	有 価	証 券	竞 売	却益	632	657
特	別	挡	Ę	失			
	固 定	資	産	除去	印 損	45, 792	45, 792
杉	说 金 等	調整	前 当	期 純	利益		1, 839, 220
沒	去人 税	、住戶	民税 及	. び 事	業税	594, 882	
沒	去 人	税	等 請	調 整	き 額	△66, 714	528, 168
븰	当 其	玥	純	利	益		1, 311, 052
親	見会 社 株	主に帰	属する	当期	純利益		1, 311, 052

⁽注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

	树	Ė	È Ì	欠	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	1, 634, 750	1, 859, 250	12, 467, 370	△1, 066, 144	14, 895, 225	
当連結会計年度変動額						
連結子会社の増加に伴う増加			△4, 891		△4,891	
剰 余 金 の 配 当			△112, 533		△112, 533	
親会社株主に帰属する当期純利益			1, 311, 052		1, 311, 052	
自己株式の取得				△262	△262	
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額 (純額)						
当連結会計年度変動額合計	_	_	1, 193, 627	△262	1, 193, 365	
当連結会計年度末残高	1, 634, 750	1, 859, 250	13, 660, 997	△1, 066, 406	16, 088, 590	

	その他	统次		
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計
当連結会計年度期首残高	37, 447, 558	△78, 803	37, 368, 755	52, 263, 981
当連結会計年度変動額				
連結子会社の増加に伴う増加				△4, 891
剰余金の配当				△112, 533
親会社株主に帰属する当期 純 利 益				1, 311, 052
自己株式の取得				△262
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額 (純額)	2, 864, 500	1, 023	2, 865, 523	2, 865, 523
当連結会計年度変動額合計	2, 864, 500	1, 023	2, 865, 523	4, 058, 888
当連結会計年度末残高	40, 312, 058	△77, 779	40, 234, 278	56, 322, 869

⁽注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

'/2 ÷ 0	÷n	# # 6	(単位:十円)
資産の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	6, 343, 886	流動負債	2, 963, 232
現金及び預金	1, 046, 944	買掛金	752, 554
受 取 手 形	2, 138	1年内償還予定の社債	100, 000
売 掛 金	3, 754, 348	リース債務	36, 191
商品及び製品	151, 210	未払金	491, 092
仕 掛 品	122, 785	未払費用	838, 961
原材料及び貯蔵品	1, 167, 775	未払法人税等	240, 637
前払費用	38, 132	預り金	62, 785
そ の 他	150, 925	前受収益	610
貸倒引当金	△90, 373	賞 与 引 当 金 の 他	269, 357 171, 042
固定資産	69, 080, 414		16, 855, 499
有 形 固 定 資 産	7, 990, 150	四 	104, 086
建 物	3, 625, 761	リース債務	56, 431
構築物	489, 235		979, 678
機械及び装置	2, 963, 531		80,000
車輌運搬具	13, 528	繰延税金負債	15, 462, 078
工具、器具及び備品	74, 075	その他	173, 224
土 地	756, 225	負 債 合 計	19, 818, 731
リース資産	44, 551	純資産	D 部
建設仮勘定	23, 241	株主資本	15, 293, 509
無形固定資産	74, 813	資 本 金	1, 634, 750
投資その他の資産	61, 015, 450	資 本 剰 余 金	1, 859, 250
投資有価証券	59, 495, 500	資本準備金	1, 859, 250
関係会社株式	198, 427	利 益 剰 余 金	12, 865, 916
出資金	223, 177	利益準備金	101, 437
長期貸付金		その他利益剰余金	12, 764, 478
	896, 877	別途積立金	11, 492, 000
従業員に対する長期貸付金	1, 195	繰越利益剰余金	1, 272, 478
長期前払費用	46, 069	自己株式	△1, 066, 406
差入保証金	75, 667	評価・換算差額等	40, 312, 058
その他	107, 642	その他有価証券評価差額金	40, 312, 058
貸倒引当金	△29, 106	純 資 産 合 計	55, 605, 568
資 産 合 計	75, 424, 300	負債純資産合計	75, 424, 300

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

		科			E			金	 額
売			上		高				21, 574, 467
売		上		原	価				14, 282, 186
	売		上	総	利	J	益		7, 292, 281
販	売 費	費及	₩ —	般管	理 費				7, 387, 147
	営		業		損		失		△94, 866
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	42, 441	
	受		取	配	= 7	Á	金	1, 799, 685	
	そ			\mathcal{O}			他	148, 826	1, 990, 953
営	:	業	外	費	用				
	支		払		利		息	3, 376	
	た	な	卸	資	産 廃	棄	損	3, 678	
	休	止	固	定	資 産	費	用	71, 201	
	そ			\mathcal{O}			他	2, 361	80, 617
	経		常		利		益		1, 815, 469
特		別		利	益				
	固	定	資	産	売	却	益	13	
	投	資	有值	西 証	券売	5 却	益	632	646
特		別		損	失				
	固	定	資	産	除	却	損	44, 699	44, 699
1	兑	引 ī	前	当 期	純	利	益		1, 771, 416
Ý.	去 人	. 税、	住	民 税	及び	事 業	税	560, 061	
Ý.	去	人	税	等	調	整	額	△57, 908	502, 153
<u> </u>	当 <u></u>	期]	純	利		益		1, 269, 263

⁽注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

	株		主		資	本			
		資本剰	割余金	利	益	剰 余	金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		貝平平開立	合 計	71盆芋佣金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計		
当期首残高	1, 634, 750	1, 859, 250	1, 859, 250	101, 437	10, 642, 000	965, 748	11, 709, 186	△1, 066, 144	14, 137, 042
当期変動額									
別途積立金の 積 立 て					850, 000	△850, 000	_		_
剰余金の配当						△112, 533	△112, 533		△112, 533
当期純利益						1, 269, 263	1, 269, 263		1, 269, 263
自己株式の取得								△262	△262
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	850, 000	306, 729	1, 156, 729	△262	1, 156, 467
当期末残高	1, 634, 750	1, 859, 250	1, 859, 250	101, 437	11, 492, 000	1, 272, 478	12, 865, 916	△1, 066, 406	15, 293, 509
			評価・換	算差額等					
	その他	有価証券評価	差額金	評価	• 換算差額等	辛合計		純資産合計	
当期首残高			37, 447, 558			37, 447, 558			51, 584, 600
当期変動額									
別途積立金の 積 立 て									=
剰余金の配当									△112, 533
当期純利益						1, 269, 26		1, 269, 263	
自己株式の取得						△26		△262	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2, 864, 500			2, 864, 500		2, 864, 50		2, 864, 500	
当期変動額合計	2, 864, 500			2, 864, 500			4, 020, 967		
当期末残高	40, 312, 058				40, 312, 058		55, 605, 568		

⁽注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

岩塚製菓株式会社 取締役会 御中

有限責任大有監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎 印

指定有限責任社員 公認会計士 新井 努 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して、岩塚製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

岩塚製菓株式会社 取締役会 御中

有限責任大有監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 努 即

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統 制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム) について取締役および使用人等からその構築および運用 の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証し意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会監査等基準に準拠し、当期監査方針、職務分担等に従い、 内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会や役員会等の 重要な会議における意思決定の過程およびその内容を確認し、取締役お よび使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応 じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な工場や 営業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社に ついては、常勤監査等委員が各子会社の監査役としてその取締役会に出 席し、取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、それぞれ往査を行 い事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み(いわゆる買収防衛策)については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、監査結果や職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等、意思疎通を図ってまいりました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って品質管理責任者を定め整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況 を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、会社法に規程する監査等委員会の陳述権(取締役等の選任等・報酬等についての意見の陳述)に基づき審議した結果、いずれも特に非議すべき点はないと判断しております。

- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も継続して体制強化に取り組み、環境変化に適切に対応していくことが重要であると考えております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている各取り組み(会社法施行規則第118条第3号ロ)は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2)計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任大有監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

なお、当監査等委員会は、次期事業年度においても上記監査法人を会計監査人に再任することを決定しております。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任大有監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

岩塚製菓株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石 川 豊 印

監査等委員 佐 野 榮日出 ⑪

監査等委員 深 井 一 男 ⑩

(注)以上の監査等委員は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第66期の期末配当およびその他の剰余金を処分いたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
 - (1)配当財産の種類 金銭といたします。
 - (2)配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき4円増配することとし、金22円といたしたいと存 じます。

なお、この場合の配当総額は123,785,310円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月26日といたしたいと存じます。
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1)減少する剰余金項目とその金額 繰越利益剰余金 1,140,000,000円
 - (2)増加する剰余金の項目とその額 別途積立金 1,140,000,000円

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く、以下本議案において同じ)全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

		がりてわりてめりより。	
候補者番 号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 式 数
1	** 横 春 夫 (1951年5月26日生) 【再任】	1976年12月 当社入社 1983年12月 当社取締役営業本部長 1986年12月 当社常務取締役 1992年3月 当社専務取締役 1998年6月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 旺旺・ジャパン株式会社取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事 株式会社エム・アイ・ピー監査役 株式会社紀文食品監査役	91, 480株
	の向上に努めてま	・ た理由) 代表取締役として強いリーダーシップを指揮し、中長期的な いりました。豊富な業務経験と実績および事業経営に関する とから、引き続き取締役として選任をお願いするものであり	十分な知
2		1984年4月 当社入社 2002年2月 当社マーケティング部長 2005年10月 当社生産管理部長 2006年10月 当社マーケティング部長 2007年1月 当社R&D・M部長 2008年10月 当社北海道事業部長 2010年9月 当社営業本部長 2011年6月 当社取締役営業本部長 2016年4月 当社常務取締役営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 旺旺・ジャパン株式会社代表取締役社長	6, 100株
	務の経験を積み関	」 た理由) 業部門を担当し、現場責任者やマーケティング部長を歴任し、 連業界に人脈を築いてまいりました。現在は常務取締役とし、 、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役と	て営業戦

候補者番 号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 社 の 株 式 数
3	(エーカロ) 横 大 介 (1979年8月14日生) 【再任】	2006年5月 当社入社 2013年6月 当社取締役経営企画室長 2015年2月 当社取締役経営企画本部長 2016年4月 当社常務取締役製造本部長(現任) (重要な兼職の状況) 旺旺・ジャパン株式会社取締役	一株
	槇大介氏は、当社 広い人脈を築いて 率化や品質向上の	グループ会社の旺旺・ジャパン取締役として培った国際感覚を まいりました。現在は常務取締役製造本部長として、製造ラー 取り組みを推進しており、取締役の職務を果たしていることを て選任をお願いするものであります。	インの効
4	が 阿 部 雅 栄 (1959年3月6日生) 【再任】	1981年3月 当社入社 2002年2月 当社関東営業部長 2005年10月 当社マーケティング部長 2006年5月 当社営業本部長 2006年6月 当社取締役営業本部長 2008年10月 当社取締役新規事業開発室長 2009年6月 里山元気ファーム株式会社代表取締役社長 2012年6月 株式会社瑞花代表取締役社長 2016年4月 当社管理本部長 2016年6月 当社取締役管理本部長 2018年4月 当社常務取締役経営管理本部長(現任) (重要な兼職の状況) 旺旺・ジャパン株式会社監査役 た理由)	5, 100株
	阿部雅栄氏は、営 と実績を有してお 経営企画室を担当	業部門の責任者および当社子会社の代表取締役を歴任し、豊富 ります。現在は常務取締役経営管理本部長として、人事部、 し、経営基盤の強化を図るなど、取締役の職務を果たしている 役として選任をお願いするものであります。	総務部、
5	ふ はやし まさ みっ 小 林 正 光 (1955年1月1日生) 【再任】	1973年3月 当社入社 1998年2月 当社本社第二製造部長 2000年12月 当社本社第三製造部長 2001年2月 当社製造管理部長 2001年7月 当社IPS推進室長 2005年1月 当社第一製造部長 2008年2月 当社開発部長 2009年6月 当社取締役開発部長 2009年8月 当社取締役マーケティング本部長 2012年1月 当社取締役商品開発本部長(現任)	1,000株
	として新製品の開 材研究に大きく貢	した理由) 造部の責任者を歴任した後、製品開発、マーケティング部門の 発に尽力してまいりました。現在は取締役商品開発本部長と 献し、商品開発の取り組みを推進しており、取締役の職務を見 き続き取締役として選任をお願いするものであります。	して、素

候補者番 号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数			
6	ではる ひと 小 林 晴 仁 (1961年2月6日生) 【再任】	1990年4月 当社入社 2000年12月 当社購買部長 2002年2月 当社製造管理部長 2005年1月 当社內部監查室長 2006年3月 当社営業管理部長 2009年1月 当社購買部長 2012年7月 当社生産管理部長 2013年2月 当社購買部長 2014年2月 当社製造副本部長 2014年6月 当社執行役員製造副本部長 2015年4月 当社執行役員購買部長 2015年6月 当社取締役購買部長 (現任)	800株			
	(取締役候補者とした理由) 小林晴仁氏は、主に購買部門の責任者として原材料の安定調達に尽力してまいりました。現在は取締役購買部長として、原料調達に関する情報と幅広い知見を有し、安全・安心で良質な原料調達に大きく貢献しており、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。					

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 現任取締役である各候補者は、上記のほか、事業報告「2. (3)①取締役の状況」に記載のとおり、当社100%子会社の取締役を兼務しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

		の状態は医師名は、大りとおりてのりょう。	
候補者 番 号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 式 数
1	いしかわ ゆたか 石 川 豊 (1954年2月10日生) 【再任】	1977年4月 株式会社北越銀行入行 1996年4月 同行審査部課長 2002年10月 同行亀田支店長 2004年9月 同行栃尾支店長 2006年10月 同行小千谷支店長 2008年6月 同行監査部長 2010年4月 同行人事部長 2012年6月 北越信用保証株式会社代表取締役社長 2015年6月 当社社外取締役[常勤監査等委員](現任)	400株
	性を確保するためのおよびガバナンス	fとした理由) 機関における豊富な経験を有し、取締役会の意思決定の妥当の助言・提言を行っております。当社の常勤監査等委員としな制の強化に貢献しており、引き続き監査等委員である取締任をお願いするものであります。	て、経営
2	を の まし o で 佐 野 榮 日 出 (1942年11月13日生)	1961年4月 東京国税局入署 2000年7月 関東信越国税局高田税務署長 2001年9月 税理士登録 2007年4月 関東信越税理士会長岡支部長 2007年6月 当社社外監査役 2011年4月 関東信越税理士会新潟県支部連合会副会長 2015年6月 当社社外取締役 [監査等委員] (現任) (重要な兼職の状況) 田辺工業株式会社社外監査役	一株
	会の意思決定の妥良 社外役員となること 営およびガバナン	でとした理由) 税理士としての豊かな専門知識と豊富な監査役経験を活かし、 当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 と以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、 ス体制の維持・強化のため、引き続き監査等委員である取締 任をお願いするものであります。	。同氏は 当社の経

候補者番 号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
3	なか い かず 岩 深 井 一 男 (1952年1月10日生) 【再任】	1970年4月 関東信越国税局採用 2009年7月 同局新潟税務署特別国税調査官 2012年8月 税理士登録 2015年6月 当社社外取締役[監査等委員](現任) 2017年4月 関東信越税理士会長岡支部副支部長	一株
	適正性を確保する の方法で会社の経	理士としての豊かな専門知識を活かし、取締役会の意思決定のための助言・提言を行っております。同氏は社外役員となる営に関与したことはありませんが、当社の経営およびガバナンめ、引き続き監査等委員である取締役(社外取締役)として	こと以外 ンス体制

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、石川豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏との間で、会社法第427条第1項の 規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠 償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、各氏の再任が承認され た場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 3. 石川豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、社外取締役(監査等委員)候補者であります。
 - 4. 石川豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、佐野榮日出氏は、過去に当社の業務執行でない役員(監査役)であったことがあります。
 - 5. 当社は、石川豊氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、佐野榮日出氏および深井一男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の再任が承認された場合には、両氏を独立役員として届け出る予定であります。
 - 6. 石川豊氏は、上記のほか、事業報告「2. (3)①取締役の状況」に記載のとおり、当社 100%子会社の監査役を兼務しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2018年6月26日開催の第65回定時株主総会において補欠の監査等委員である 取締役に選任された細貝巌氏の選任の効力は、本総会開始の時までの間とされ ておりますので、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、 改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じま す。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏(生年月日)	略歴	およ	び重	要	な	兼	職	の	状	況	所有する 当 社 の 株 式 数
ほそ かい いわお 厳 (1958年7月4日生)	1992年4月 1995年4月 1999年3月 (重要な兼 三幸倉庫株 アクシアル 大光銀行株	尚和法律 河鰭法律 親在に至 職の状況) 式会社代え リテイリ 式会社社タ	事務所(明事務所人) 事務所別 事務所開る を取締役を ング株式	所 設 :長			デイ港	宗律事	務所)入所	一株

(補欠の社外取締役候補者とした理由)

細貝巌氏は社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、長年の弁護士として培われた法律知識および企業経営における経験を、同氏が取締役(監査等委員)に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役(監査等委員)として選任をお願いするものであります。

- (注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 細貝巌氏は、補欠の社外取締役(監査等委員)として選任するものであります。
 - 3. 細貝巌氏が監査等委員の欠員により社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法 第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に 基づく監査等委員の責任限度額は、法令が規定する額となります。

第5号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の 更新の件

当社は、2016年6月27日開催の当社第63回定時株主総会において株主の皆様からの承認を受け、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「旧対応方針」といいます)を更新いたしましたが、その有効期間は、2019年6月開催の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます)終結の時までとなっております。当社取締役会は、当該更新後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討をしてまいりました。

その結果当社は2019年5月14日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます)に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み(同号口(2))として、当社定款第17条の定めに基づき本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、更新することを決定いたしました(以下、当該更新後の対応方針を「本対応方針」といいます)。

本対応方針につきまして、当社の社外取締役である監査等委員(以下「社外 監査等委員」といいます) 3名全員はいずれも、本対応方針の具体的運用が適 正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べており ます。

なお、本対応方針の基本的な枠組みは旧対応方針と同一ですが、更新にあたり、本対応方針の迅速な運用が確保されるよう、独立委員会の追加的な情報提供を要求する期間および独立委員会による検討の延長期間について上限を設定したほか、一部字句の修正等形式的な修正を行っております。

また、当社は本日現在、当社株式の大規模な買付等にかかる提案等を一切受けておりません。

1. 基本方針について

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

2. 基本方針に資する取り組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

中期経営計画「岩塚Stage - Up70」(第64期~第66期)を策定し、社員一人ひとりの成長による企業力の向上により、企業の大きな成長へのステップアップとステージアップを目指し、更なる企業価値の向上に向けて、グループ会社一丸となって新たな成長への挑戦に取り組んでまいりました。

この成長戦略を持続的なものにする新たな中期経営計画『プライド・BEIKAプラン』 「米菓」から「BEIKA」へ を策定しました。第67期から第69期までの3年間を対象とするこの中期経営計画は、国内米菓売場を改革すること、日本の食文化を世界へ広めることを目的とし、これらを実現して行くために、差別化により固有のポジションを確保するための成長戦略、適切な利益を得ることができる体質となるための構造改革、創業から続いている事業を未来へと繋げるための持続経営の3つの考えの下、企業価値の向上を目指してまります。この中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

3. 本対応方針の内容

(1)本対応方針更新の目的

本対応方針は、上記 1. に述べた基本方針に照らして、不適切な者によって 当社の財務および事業の方針の決定が支配され、株主の皆様の利益を棄損す ることを防止するための取り組みとして更新するものです。

当社は、中期経営計画『プライド・BEIKAプラン』 「米菓」から「BEIKA」へ の下、株主の皆様、お客様、取引先様、従業員、地域社会その他、多様なステークホルダーの皆様にとって価値ある企業として支持されることを常に目指し、企業価値・株主共同の利益の最大化に全力で取り組んでまいります。

当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上でこれを中長期的に保有し、当社の価値を向上させる意図を持つものでなければ、中期経営計画『プライド・BEIKAプラン』 「米菓」から「BEIKA」へ の達成が困難となるのはもちろんのこと、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあります。

さらに、外部者である買付者から買付提案を受けた際には、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等について株主の皆様に適切に把握していただくとともに、当該買付者による当社株式等の大規模買付行為が企業価値に及ぼす影響について判断していただく必要があります。

したがって、外部者である買付者によって当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断していただくための時間、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案させていただくための情報を収集する時間の確保が必要であります。また、不当な条件による買付けについては、当社取締役会が株主の皆様のために交渉を行うことを可能とすること等が必要になってまいります。

このような状況を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、以下にその詳細を記載する本対応方針の更新が必要であると判断いたしました。

(2)本対応方針の概要

ア. 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます)に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様に当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続(下記(3)イ.において定義される「大規模買付ルール」を指し、その内容は下記(3)「大規模買付ルールの内容」にて詳述するものとします)を定めています。

イ. 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合(その要件の詳細については下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照)には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(その主な内容は下記(6)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて詳述するものとし、以下「本新株予約権」といいます)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます)により割り当てます。

ウ. 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則(その概要については別紙1ご参照)に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査等委員1名 および社外の有識者2名により構成される予定であり、その委員は別紙2 のとおりです(更新時の独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決 議事項については別紙1ご参照)。

エ. 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者 以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社によ る本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対し て当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決 権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可 能性があります。

- (3) 大規模買付ルールの内容
 - ア. 本対応方針の対象となる大規模買付行為の定義

本対応方針は、次の①若しくは②のいずれかに該当する行為(但し、当 社取締役会が予め承認をした行為を除きます)またはその可能性のある行 為がなされ、またはなされようとする場合(以下「大規模買付行為」と総 称します)を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等(注1)に関する大規模買付者の株券等保有割合(注2)が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注3)
- ②当社が発行者である株券等(注4)に関する大規模買付者の株券等所有 割合(注5)とその特別関係者(注6)の株券等所有割合との合計が20% 以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注7)
- 注1:金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 注2:金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます)は、本対応方針においては大規模買付者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表し

ている直近の情報を参照することができるものとします。

- 注3:売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- 注4:金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本 ②において同じとします。
- 注5:金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。 以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の 計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照す ることができるものとします。
- 注6:金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本対応方針においては大規模買付者の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 注7: 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に 規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
 - イ. 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大規模 買付行為の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報(以下 「本必要情報」といいます)および大規模買付者が大規模買付行為に際し て本対応方針に定める手続(以下「大規模買付ルール」といいます)を遵 守することを誓約する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」 といいます)を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社は、大規模買付者が現れた事実に加えて、大規模買付者から意向表明書が提出された事実および本必要情報(当社が秘密保持義務を負うことを条件として大規模買付者から開示されたものを除きます)を速やかに開示いたします。また、その他の情報のうち独立委員会が株主の皆様の判断のために必要または適切であると認めた事項につきまして、独立委員会が適切と判断する時点で開示するものとします。

独立委員会は、大規模買付者から提出された情報が本必要情報として不 十分であると判断した場合には、直接または間接に、大規模買付者に対し、 適宜回答期限(但し、意向表明書を受領した日から起算して60日間を上限 とします)を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがありま す。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を 追加的に提出して頂きます。 独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、独立委員会は、直ちにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。

記

- ①大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者、主要な株主または出資者、ならびに重要な子会社および関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者(直接または間接を問いません)その他の構成員、業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます)の詳細(具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名および略歴、ならびに当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます)
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の種類 および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買 付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行 為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨お よびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性につい ては資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただく場合 があります)
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます)を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします)の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ④大規模買付行為に係る買付けその他の取得の対価の算定根拠およびその 算定経緯(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値 情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想 されるシナジー効果の内容(そのうち他の株主に対して分配されるシナ ジーの内容を含みます)およびその算定根拠等を含みます)
- ⑤大規模買付行為に係る買付けその他の取得の資金の裏付け(当該資金の 提供者(実質的提供者(直接または間接を問いません)を含みます)の 具体的名称、調達方法、担保の内容、資金提供が実行されるための条件 の有無、資金提供後の誓約事項および内容、ならびに関連する具体的取 引の内容を含みます)

- ⑥大規模買付行為の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等(大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます)
- ⑦大規模買付行為完了後における当社および当社グループの役員、従業員、 取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく 大規模買付行為を開始したものと認められる場合には、引き続き意向表明 書および本必要情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉等を行うべ き特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(4)ア.(ア)①記載のとお り、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを 勧告することとします。

- ウ. 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討
 - (ア) 当社取締役会に対する意見、代替案および情報提供等の要求

独立委員会は、当社取締役会に対しても、独立委員会が合理的に定める検討期間(但し、独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算して、原則として60日を超えないものとします)内に大規模買付行為の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提示を求めることができます。

(イ)独立委員会による検討作業

独立委員会は、大規模買付者および(当社取締役会に対して上記(ア)のとおり情報等の提示を要求した場合には)当社取締役会からの情報等を受領してから、原則として、大規模買付行為が対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる全ての当社株券等の買付けである場合には60日、それ以外の場合には90日が経過するまで(但し、下記(4)ア.(ア)③に記載する場合には、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします)(以下「独立委員会検討期間」といい、上記ウ.(ア)の60日間とは別途起算するものとします)に、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善させるために必要であれば、直接

または間接に、当該大規模買付者と協議・交渉等を行い、または当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます)の助言を得ることができるものとします。

大規模買付者は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

- (4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針
 - ア. 独立委員会による勧告等の手続および当社取締役会による決議
 - (ア)独立委員会の勧告等

独立委員会は、大規模買付者が現れた場合において、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して次の①から③に定める勧告その他の決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項(独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます)について、勧告後速やかに情報開示を行います。

①独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者が本対応方針に定められた手続を遵守 しなかった場合、その他大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討 の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権 の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権 の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立 委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対 して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、 行使期間開始日(下記(6)「本新株予約権の無償割当ての概要」カ.に おいて定義されます)の前日までの間、(無償割当ての効力発生時までは)本新株予約権の無償割当ての中止、または(無償割当ての効力発生時の後は)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行 うことができるものとします。

- (a) 当該勧告後大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他 大規模買付行為が存しなくなった場合
- (b) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でなくなった場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを相当と判断する場合でも、大規模買付行為者による大規模買付行為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める本新株予約権の無償割当ての要件のうち②ないし⑨の該当可能性が問題となる場合には、当社取締役会に、株主総会の招集および新株予約権無償割当てに関する議案の付議を勧告することができるものとします。

②独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合 独立委員会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、大規 模買付者との協議・交渉等の結果、大規模買付者による大規模買付行 為が下記(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいず れにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施 することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終 了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当 てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時までに、本新株予約権の 無償割当ての実施または不実施の勧告(株主総会の招集、本新株予約 権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます)を行う に至らない場合には、独立委員会は、当該大規模買付者の大規模買付 行為の内容の検討・当該大規模買付者との交渉・代替案の検討等に必 要とされる合理的な範囲内(但し、合計で60日間を上限とするものと します)で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。 上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、かかる延長の理由および期間を開示の上、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

④独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記①から③までのほか、 当社取締役会が随時諮問する事項の決定等を行うことができるものと します。

(イ) 当社取締役会による決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本新株 予約権の無償割当ての実施または不実施等(本新株予約権の無償割当て の中止および本新株予約権の無償取得を含みます)に関する会社法上の 機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議が勧告された場合には、実務上株主総会の開催が困難である場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当て実施に関する議案を付議するものとします。当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施について決議がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会における決議に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行するものとします(株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします)。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての 不実施の決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合 には、当該株主総会において本新株予約権無償割当ての議案が可決若し くは否決されるまでの間、当社株券等の買付等を実行してはならないも のとします。

イ. 本必要情報の変更

上記(3)イ.「大規模買付者に対する情報提供の要求」の規定に従い、 当社が本必要情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、独立委員 会が大規模買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされた と判断した場合には、従前の本必要情報を前提とする大規模買付行為(以 下、本項において「変更前大規模買付行為」といいます)について進め てきた本対応方針に基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提 とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規 模買付行為として大規模買付ルールが改めて適用されるものとします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、大規模買付者による大規模買付行為が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」ア.(イ)に記載される当社取締役会の決議または株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」ア.(ア)(イ)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て、かかる判断を最大限尊重した上で決定されることになります。

記

- ①大規模買付者が、大規模買付行為に際して、大規模買付ルールに定められた手続を遵守しなかった場合
- ②大規模買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、 ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせ る目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ③大規模買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ④大規模買付者が、当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者 やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で大

規模買付行為を行おうとしていると判断される場合

- ⑤大規模買付者が、当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券その他の資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売抜けをする目的で大規模買付行為を行おうとしていると判断される場合
- ⑥大規模買付者の提案する大規模買付行為の方法が、強圧的二段階買収(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと)等、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない)
- ①大規模買付行為の条件(大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為の後の経営方針または事業計画、大規模買付行為の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な大規模買付行為であると合理的な根拠をもって判断できる場合
- ⑧大規模買付者の経営者または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者 が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配 株主として明らかに不適切であると判断される場合
- ⑨その他②から⑧までに準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同 の利益を著しく損なうと判断される場合
- (6) 本新株予約権の無償割当ての概要

本対応方針に基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

ア. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議(以下「本新株 予約権無償割当決議」といいます)において当社取締役会が別途定める 一定の日(以下「割当期日」といいます)における当社の最終の発行済 株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除し ます)と同数とします。

イ. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

ウ. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

エ. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式(注8)の数(以下「対象株式数」といいます)は、別途調整がない限り1株とします。

注8:将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式、および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。

オ. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

カ. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記ケ.に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

キ. 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者(注9)、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者(注10)、(Ⅲ)特定大量買付者(注11)、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者(注12)、若しくは(Ⅴ)上記(I)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若し

くは承継した者、または(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の 関連者(注13)(以下、上記(I)ないし(VI)に該当する者を「非適 格者」と総称します)は、原則として本新株予約権を行使することがで きません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定 の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使する ことができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除 外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居 住者の有する本新株予約権も、下記ケ.のとおり、当社による当社株式を 対価とする取得の対象となります)。

- 注9:原則として、当社が発行者である株券等の保有者(金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます)で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。
- 注10:金融商品取引法第27条の23第5項に定義され、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます)。
- 注11:原則として、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注11において同じとします)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。
- 注12:金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契

約金融機関等は、本対応方針においては大規模買付者の特別関係者とみなします。

注13: 実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。ここでいう「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます)をいいます。

ク. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

- ケ. 当社による本新株予約権の取得
 - (ア)当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権 を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取 締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得す ることができるものとします。
 - (イ) (ア)にかかわらず、当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができるものとします。
- コ. 合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、 株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付 本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとし ます。
- サ. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

シ. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割 当決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを 判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の 意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目 的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付 行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのこと が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。 したがいまして、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適 切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様 の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.(4)ア.および3.(5)において述べたとおり、大規模買付者が 大規模買付ルールに定められた手続を遵守するか否かにより大規模買付行為 に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれま しては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において本新株予約権無償割当決議を行った場合には、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」イ.において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」ウ. に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

なお、当社は、本新株予約権無償割当決議が行われた後であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては当社

が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

ア. 株主名簿への記録の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に 本新株予約権が無償にて割り当てられますので、割当期日における最終の 株主名簿に記録される必要があります。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

イ. 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の権利行使期間内で、かつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでの間に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき、1株の当社株式が発行されることになります。

ウ. 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、 法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株 予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株 主の皆様に交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この 場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、当社取締役会による本新株予約権無償割当決議が行われた後、速やかに、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本対応方針は、上記3.(1)「本対応方針更新の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること (株主総会決議とサンセット条項)

下記 6. 「本対応方針の更新に際しての手続」において詳述するとおり、 当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を 更新させていただく予定です。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととします。

さらに、下記7.「本対応方針の有効期間、廃止および変更」に詳述するとおり、本対応方針の有効期間は、2022年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の更新にあたり、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しました。

本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査等委員1名および 社外の有識者2名により構成される予定であり、その委員は別紙2のとお りです。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記3.(3)「大規模買付ルールの内容」および(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載したとおり、こうした独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします(但し、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従います)。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく 監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様に情報開示するこ ととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応 方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記3.(4)ア.(ア)「独立委員会の勧告等」および3.(5)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含みます)の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

下記7.「本対応方針の有効期間、廃止および変更」において詳述するとおり、本対応方針は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株

主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策)またはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

6. 本対応方針の更新に際しての手続

本対応方針の更新については、当社定款第17条の定めに基づき、本定時株主総会において、本対応方針を更新すること、および、本対応方針に記載した条件に従い本新株予約権無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

7. 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において本対応方針の更新につき株主様の皆様のご承認をいただいた時から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの(2022年3月期)に関する当社定時株主総会(2022年6月開催予定)が終結した時までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、取締役会において、本対応方針の有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応方針を見直し、または変更する場合があります。

当社は、本対応方針の廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本対応方針において引用する法令の規定は、本日現在施行されている法令を前提としているものであり、本日以後、法令の新設または改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本対応方針の条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員(以下「独立委員」という)は、3名以上とし、当社の業務 執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外監査等委員(補欠者を含む) または(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選 任する。但し、(ii)については、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通す る者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者ま たはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する 善管注意義務条項等を含む就任契約を当社との間で締結した者でなければなら ない。
- ・独立委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結した後最初に開催される当社取締役会の終結した時までとする。また、補欠または増員として選任された独立委員の任期は、他の現任独立委員の任期の満了する時までとし、当社社外監査等委員であった独立委員が監査等委員でなくなった場合(再任された場合を除く)には、独立委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に規定する事項について決定し、その決定の内容を、 その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立 委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実 施等に関する会社法上の機関としての決議を行う(但し、本新株予約権の無償 割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定 に従う)。なお、各独立委員および当社各取締役は、こうした決議にあたって は、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこ とを要し、専ら自己または第三者の個人的利益を図ることを目的としてはなら ない
 - ①本新株予約権無償割当ての実施または不実施(本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会へ付議することを含む)
 - ②本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会 に諮問した事項

- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に規定する事項を行う ことができる。
 - ①本対応方針の対象となる大規模買付行為への該当性の判断
 - ②大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ④大規模買付者との交渉・協議
 - ⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦本対応方針の修正または変更の承認
 - ⑧その他本対応方針において独立委員会が行うことができると定められた事 項
 - ⑨当社取締役会において別途独立委員会が行うことができるものとして定め た事項
- ・独立委員会は大規模買付者から提出された情報が本必要情報(本対応方針3. (3)イ.参照)として不十分であると判断した場合には、大規模買付者から追加 的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者から意向 表明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の 期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠 資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提 示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から 大規模買付者の大規模買付行為の内容を改善させるために必要があれば、直接 または間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役 会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役(監査等委員を含む)、 従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める 事項に関する説明を要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者的立場にある専門家(投資銀行、 証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサ ルタント等)の助言を得ること等ができる。

- ・各独立委員および取締役会は、大規模買付行為がなされ、またはなされるおそれがある場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員略歷

本対応方針更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

石川 豊 (いしかわ ゆたか)

1954年2月10日生

当社社外取締役常勤監査等委員

<略 歴>

1977年4月 株式会社北越銀行入行

2008年6月 同行監査部長に就任

2012年6月 北越信用保証株式会社代表取締役社長に就任

2015年6月 当社取締役常勤監査等委員に就任(現任)

細貝 巌 (ほそかい いわお)

1958年7月4日生

細貝法律事務所所長

<略 歴>

1992年4月 弁護士登録

1992年4月 尚和法律事務所(現ジョーンズ・デイ法律事務所)入所

1995年4月 河鰭法律事務所入所

1999年3月 細貝法律事務所開設

松本 榮一(まつもと えいいち)

1948年3月18日生

松本会計事務所所長

<略 歴>

1973年12月 会計士補登録

1974年4月 昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社

1980年1月 松本会計事務所開設

1980年8月 公認会計士登録

1980年 9 月 税理士登録

※石川豊氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役である監査等委員です。 ※上記の各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

メ	ŧ	

メ	ŧ	

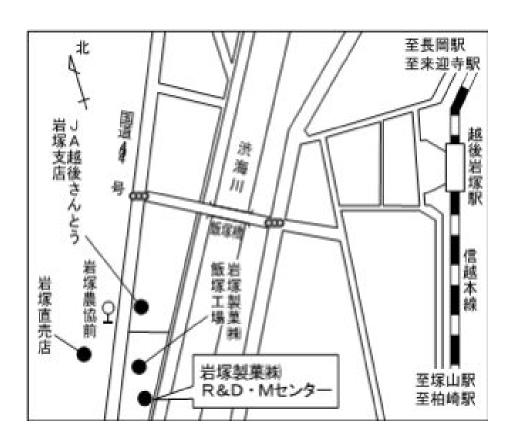
メ	ŧ	

メ	ŧ	

メ	ŧ	

メ	ŧ	

株主総会会場ご案内図



会 場 岩塚製菓株式会社 R&D・Mセンター 3階 コンベンションホール

新潟県長岡市飯塚2958番地 電話 0258(92)5562